

中小企業省力化投資補助金 申請について(メーカー向け)

一般社団法人日本溶接協会

<審査の流れ>



<メーカー提出書類について>

1. **申請書様式(Excel)** ※①～⑤のシートが付属している
2. **当該製品の詳細が分かる資料**(申請する業務領域が確認できるもの、プランごとの価格が確認できるもの、製品の仕様が分かるもの等。例:機能一覧、機能構成図、機能概要、寸法・消費電力等のスペック一覧、導入工程表、写真付き仕様書など。)
3. 当該製品が、属する製品カテゴリにおいて設定されている省力化指数にしたがって省力化の効果を算出し、その効果が設定されている基準値を上回ることが分かる資料及びその根拠となる資料→(補助金事務局より)省力化機能根拠資料については、当該製品の詳細が分かる資料と重複する場合は、提出不要となります。申請製品が、本補助事業における当該カテゴリとして適正か否かは、工業会様で審査いただく項目となります。工業会様で、審査確認出来る資料が提出されているのであれば問題ございません。
4. 納品実績報告書 ※過去の納品書を根拠として添付
5. 履歴事項全部証明書写し(発行から3か月以内のもの)
6. 直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
7. 税務署の発行する法人税の直近の納税証明書(その1又はその2)※ 1期の決算を迎えた上で提出すること
8. 保守・サポート体制が分かる資料
9. 『販売総代理店が申請する場合』当該海外メーカーの国内販売総代理店であることを示す書類
10. 提出された資料で情報が十分ではない場合、必要に応じ以下の様な追加資料提出を求める
 - ・省力化製品の導入環境等
 - ・省力化製品の生産環境。(生産工場、在庫等)
 - ・マスターファイル類の詳細項目情報
 - ・省力化製品の個別の型番の写真等
 - ・導入スケジュール表(標準的な作業項目と工程)
 - ・各種マニュアル類
 - ・契約書サンプル(パッケージ契約、保守契約など)

＜申請のポイント＞

- ・製品カテゴリの定義に合った製品か
- ・あらかじめ工業会・補助金事務局で定めた製品構成と合致しているか
- ・販売価格 50万円以上の製品か
- ・過去に販売実績のある製品か
- ・構成設備の全てにおいて保守・サポート体制を保証しているか

＜申請書(Excel)記入のポイント＞

シート① 製品審査申請書(工業会用)

【デジタルアーク溶接機】

- ・製品区分:「①デジタル CO2/MIG/MAG 溶接機、②デジタル TIG 溶接機、③デジタルプラズマ溶接機、④デジタルサブマージ溶接機」のいずれかが選択され、提出された根拠資料(製品カタログ等)と合致しているか。
- ・省力化機能:「故障時原因表示機能」→あり・なしのいずれかが根拠資料から判断できるか
- ・省力化機能:「機器タイプ」→④デジタルサブマージ溶接機の場合、2電極タイプは「2」を選択する。それ以外は1を選択する。

【アーク溶接口ボット】

- ・製品区分、省力化機能は設定されていないので、定義に合っているか確認をする。

シート② 製品審査申請書(事務局用)

- ・「製品の明細」があらかじめ定めた製品構成からの過不足がないか確認する。

※製品本体 A は 1 型番である必要がある。

※付属品 B を含め他社製品を含めて申請してもよいが、申請企業が構成製品全てにおいて保守・サポート責任をもつていることが条件となる。

- ・「製品価格」が 50万円以上であることを確認する。

→納品先種別が「直販」の場合は、エンドユーザーへの納品実績価格、納品先種別が「中間卸事業者」の場合は、代理店への納品実績価格となる。

シート③ 納品実績報告書

- ・シート②の製品構成からの過不足がないか確認する。

- ・「登録する製品納品実績」の欄が過去の納品書の項目・金額と合致しているか確認する。

シート④ 省力化製品 製造事業者登録申請書

- ・「保守・サポート体制」に登録する製品に対する保守およびサポート体制についての種別や実施内容、保守サポート対象地域が入力されているか確認する。

※保守・サポート体制を提供できる範囲が日本全国をカバーしていない場合、その範囲内の事業所のみを納入先とする。

シート⑤ 提出書類一覧

- ・必要な提出書類にチェックが入っているか確認する。

「審査結果」と「利用が想定される中小企業」※このシートは製造事業者による編集ができない省力化指標、また、利用が想定される中小企業の人数規模等は、あらかじめ補助金事務局と溶接協会で設定している。シート①の「分類」と「省力化機能」を選択すると、審査結果シートの「総合判定」は「〇」となる。

＜製品事業者登録について＞

補助金事務局、外部有識者委員会での審査が完了すると、補助金事務局から製造事業者あてに製品事業者登録通知が送られる。

製造事業者様に発行される ID(オンラインサイト)は、大きく2種類がある。

① 「製品登録審査オンライン申請サイト」

このサイトは製品・事業者登録(審査)時に使用する。1 事業者で 1ID が発行され、登録する製品が複数であっても、この 1 ID で、すべての製品・事業者登録(審査)におけるやり取りを行う。

② 「製造事業者ポータル」

製品登録完了後、製品カタログ申請時(ホームページに掲載するための製品情報入力)に使用する ID となる。こちらは、1 事業者・1 製品カテゴリごとに 1ID が発行され、製品カテゴリごとの ID で、製品のカタログ情報を入力し申請する。

例)A事業者:製品カテゴリ(アーク溶接口ボット)の 1 カテゴリの製品登録完了 → 1 ID 発行

B事業者:製品カテゴリ(アーク溶接口ボット／デジタルアーク溶接機)の 2 カテゴリでの製品登録完了 → 2ID 発行

＜申請者が販売店(非自社製造)の場合＞

製品カテゴリ毎に販売事業者としての事前登録が必要です。事前登録された販売事業者は、中小企業等とともにカタログに登録された省力化製品を選択し、共同で補助金の交付申請を行います。

※販売事業者の申請先は工業会ではなく補助金事務局となる。販売事業者事前登録は補助金 WEB サイト上で可能。

- ・販売事業者は、カタログに登録されている省力化製品の中から、自社で取り扱う省力化製品を選択します。

- ・同一型番製品もしくは、その製造事業者の同一カテゴリにおける別製品(省力化製品として登録されていない製品でも提出可)の販売実績のいずれかの提出が必要となります。

- ・補助金交付決定前に購入した省力化製品はいかなる理由であっても認められません。

＜同型式でのバージョンアップ製品について＞

同型式であっても、登録済製品と機能・性能や価格等が異なる場合は、新規申請として、再度、工業会の審査を受けていただきます。バージョンアップ製品が、登録済製品と機能・性能や価格が変わらない場合(後継型番の発売等)は、登録済製品と同一製品であることが確認できる資料をご提出いただき、情報変更(新型番の併記や変更等)で対応可能となります。

＜製品・事業者登録審査にかかる日数について＞

審査の流れ

工業会→補助金事務局→第三者委員会・中小企業庁(週1回の承認・審査)→補助金事務局承認連絡

1か月半～2か月

※第三者委員会・中小企業庁による承認・審査は週1回です。

※審査・承認状況により多少前後する場合がございます。

以上